

厚木市移動支援事業 Q & A

平成30年8月

厚木市福祉部障がい福祉課

目次

Q1	移動支援のサービス内容はどのようなものか。	3
Q2	利用できる外出の具体的な内容はどのようなものか。	3
Q3	1回の利用時間の制限があるのか。	3
Q4	宿泊を伴う旅行等に利用できるか。	3
Q5	支給決定量の上限を超える利用は可能か。	3
Q6	行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援利用の場合も使えるか。	3
Q7	同行援護と移動支援の利用が選べるのか。	4
Q8	療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持しない発達障がい児の場合、利用できるか。	4
Q9	他県の事業所を利用できるか。	4
Q10	キャンセル料を利用者に請求することができるか。	4
Q11	ガイドヘルパーが自分の家族に対してサービスの提供を行うことはできるか。	4
Q12	通院・リハビリ・〇〇療法に利用できるか。	4
Q13	精神科のデイケアの通院に利用できるか。	4
Q14	定期外通院の場合、病院内の介助ができるか。	4
Q15	冠婚葬祭に利用できるか。	5
Q16	Q14、Q15の場合、屋外での介助のみを要し、病院・会場内での介助が不要な場合、待機時間を算定することはできるか。	5
Q17	家族が病院に送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、そのまま買い物等の付き添いをするとはできるか。	5
Q18	自宅以外の場所を起点（終点）として、ガイドヘルパーを利用することはできるか。	5
Q19	通学・通所・通勤の送迎に利用できるか。	5
Q20	習い事等の送迎、付き添いに利用できるか。	5
Q21	放課後等デイサービスなどと学校・自宅間の送迎に利用できるか。	6
Q22	日中一時支援等の日中活動の開所時間前後に利用することは可能か。	6
Q23	プール利用中の介護はできるか。	6
Q24	自転車利用ができるか。	6
Q25	ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か。	7
Q26	事業者・家族・友人・ボランティアが運転する車にガイドヘルパーが同乗して介助することはできるか。	7
Q27	利用者本人の運転で、ガイドヘルパーが同乗する場合は算定できるか。	7
Q28	移動支援の起点（利用者宅のほか自宅外を起点とした場合も含む）までのガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。	7
Q29	付き添い中のガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。	7
Q30	業務時間中の昼食費用について、利用者に請求できるか。	7
Q31	観劇・映画・コンサート等の入場料について、利用者に請求できるか。	8
Q32	居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。	8

Q33 業務の途中でヘルパーの交代ができるか。(事業者間・事業者内ヘルパー)	8
Q34 1日に複数回の訪問の場合、その間隔が2時間未満の場合に居宅介護同様1回の連続したサービスとして請求することが必要か。	8
Q35 突発的利用ができるか。	8
Q36 診察や学校懇談会等、プライバシーに関わる場面への立ち会いができるか。	9
Q37 移動支援の算定可能となる時間の単位は?	9
Q38 個別支援加算について、午前中に「グループ支援型」による移動支援を行い、同じ日の午後、同一利用者に対して「個別支援型」による移動支援を行った場合はどうなるか?	9
Q39 グループ支援について、安全性に問題はないか?	9
Q40 グループ支援で、順番に迎えに行く場合は、全員集合するまでの間について個別支援加算の請求をしてよいのか。	9
Q41 「グループ支援型」利用の前後に「個別支援型」の利用ができるか?	9
Q42 入院中の利用は可能か。	10
Q43 施設入所者の利用は可能か?	10
Q44 施設入所者が実家に帰る時に利用できるか?	10
Q45 施設入所者が通院の際に利用できるか?	10
Q46 共同生活援助提供事業所が、運営するグループホームの入所者に対し、生活必需品の買い物等で移動支援を提供してよいか。	10
Q47 20分以上の支援時間を行った場合は90単位を算定できるとあるが支援時間30分以上かつ算定時間の余りが20分以上の場合は90単位を算定できるか。	10

Q1 移動支援のサービス内容はどのようなものか。

A1

- ・ 外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。
- ・ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）。
- ・ 外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理。

Q2 利用できる外出の具体的な内容はどのようなものか。

A2

- 【1】 社会生活上必要不可欠な外出・・・官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭、理美容等
- 【2】 社会参加又は余暇活動的な外出・・・各種行事の参加、レクリエーション、日常生活の範囲内でのレジャー等

Q3 1回の利用時間の制限があるのか。

A3

原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。

また、この場合、事業者が市に請求できる時間は1日に12時間以内とする。

Q4 宿泊を伴う旅行等に利用できるか。

A4

旅行地等までの移動に伴う介助について利用することはできる。また、この際に事業者が市に請求できる範囲は1日あたり12時間以内とし、居室内での支援については移動支援の算定対象とならないため、別途事業者と利用者間で協議しておくのが望ましい。

Q5 支給決定量の上限を超える利用は可能か。

A5

支給決定量の上限を超える利用は不可。

なお、支給決定量を超えて利用したい場合は、市からは支給を行わないため、利用者は別途事業者との契約により利用をすることができるが、超えた部分については利用者が事業所に対して実費で支払を行うようになる。

Q6 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援利用の場合も使えるか。

A6

介護給付を優先する。

Q7 同行援護と移動支援の利用が選べるのか。

A7

重度の視覚障害の場合は、同行援護のみの利用となる。グループ支援利用の場合のみ併用できる。

Q8 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持しない発達障がい児の場合、利用できるか。

A8

利用できる。

ただし、診断書又は児童相談所で発行する判定証明書の提出が必要となる。

Q9 他県の事業所を利用できるか。

A9

他県の事業所であっても、厚木市に事業者登録をしている事業所であれば利用できる。

Q10 キャンセル料を利用者に請求することができるか。

A10

契約時に事業者が利用者との間での取り決めをしたうえで、一定のキャンセル料を請求することは可能。

ただし、キャンセルの場合、市への請求は不可。

Q11 ガイドヘルパーが自分の家族に対してサービスの提供を行うことはできるか。

A11

配偶者又は3親等以内の親族へのサービスの提供に対する算定は不可。

また、ガイドヘルパーとして直接支援を行わなくても、事業所の代表者やサービス管理者等の家族への支援については同様に不可。

Q12 通院・リハビリ・〇〇療法に利用できるか。

A12

定期的な通院等に関する利用は不可。

Q13 精神科のデイケアの通院に利用できるか。

A13

定期的な通院等に関する利用は不可。

Q14 定期外通院の場合、病院内の介助ができるか。

A14

可能。

Q15 冠婚葬祭に利用できるか。

A15

利用できる。

Q16 Q14、Q15 の場合、屋外での介助のみを要し、病院・会場内での介助が不要な場合、待機時間を算定することはできるか。

A16

定期外通院や冠婚葬祭に限らず、介助を全く要しない単なる待ち時間であれば算定不可。

ただし、診察時に付き添ったり、いつ呼び出されても介助できる状態で待機している場合は算定できる。

(診察等につきそう場合のプライバシー保護についてはQ36 参照)

Q17 家族が病院に送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、そのまま買い物等の付き添いをすることはできるか。

A17

可能。

ただし、Q18 の点に注意すること。

Q18 自宅以外の場所を起点(終点)として、ガイドヘルパーを利用することはできるか。

A18

利用できる。

ただし、社会参加・余暇活動の達成を目的とした利用を可としたものであり、通学・通所・通勤等の送迎の代替とみなされる利用は認められない。

Q19 通学・通所・通勤の送迎に利用できるか。

A19

利用できない。

ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気等により、一時的に送迎ができなくなった場合、通学・通所については必要に応じて利用可能。必ず市障がい福祉課に相談すること。

Q20 習い事等の送迎、付き添いに利用できるか。

A20

利用できない。

Q21 放課後等デイサービスなどと学校・自宅間の送迎に利用できるか。

A21

利用できない。

Q22 日中一時支援等の日中活動の開所時間前後に利用することは可能か。

A22

可能。

ただし、日中一時支援事業等と移動支援事業の提供者が同一事業所である場合、業務内容の切り分けがあいまいになることが考えられるため、サービスの切り分けを明確にすること。また、単に日中一時支援事業等の延長、送迎の代替と考えられる利用は認められない。日中一時支援事業等の開所時間を延長する等で対応すること。

Q23 プール利用中の介護はできるか。

A23

プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等を行う）や着替えの介助等は算定の対象となる。

なお、プール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範囲ではない。

ただし、ガイドヘルパーが利用者の安全確保のためにプール内（水の中）にいる場合は移動支援の算定の対象となる。また、安全性の確保の観点から、必ず日常的に移動支援を提供したことがあり、本人の障害特性等を把握しているヘルパーが対応することが望ましい。

また、保護者の同伴を要する年齢の児童については、移動支援でのプール利用は不可。

Q24 自転車利用ができるか。

A24

利用できない。

常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、併走も不可。

Q25 ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か。

A25

移動支援は、「常時介護ができる状態で付き添う」ことが前提であり、ヘルパーが運転をしている間の算定は不可。

なお、車での移送にあたっては、道路運送法に抵触（無許可営業に当たる）することがあるので留意すること。

Q26 事業者・家族・友人・ボランティアが運転する車にガイドヘルパーが同乗して介助することはできるか。

A26

可能ではあるが、本来、公共交通機関を利用することが原則。

ボランティア・友人・家族による運転は、交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在があいまいになる等の問題もあり、好ましくない。

やむを得ず行う場合は、万一来に備え、事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任の所在を明確にしておくこと。

Q27 利用者本人の運転で、ガイドヘルパーが同乗する場合は算定できるか。

A27

「常時介護できる状態で付き添う」ことを前提としており、利用者本人が運転する場合は「介助できる状態とはいえない」ため、算定の対象外となるが、目的地での移動に伴う介助は算定可能とする。

なお、本来このような利用は事故の問題もあり、好ましくないが、やむを得ず行う場合は、万一来に備え、事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任の所在を明確にすること。

Q28 移動支援の起点（利用者宅のほか自宅外を起点とした場合も含む）までのガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。

A28

基本的には請求不可。ただし、事業者が定める実施区域外の場合は、請求可能であるため、契約時に取り決めが必要。

Q29 付き添い中のガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。

A29

利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がガイドヘルパー分を負担。

Q30 業務時間中の昼食費用について、利用者に請求できるか。

A30

常識的範囲内で、ヘルパー自身の分はヘルパーが負担する。ただし、必ずしも一緒に食事をする必要はない。

Q31 観劇・映画・コンサート等の入場料について、利用者に請求できるか。

A31

場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者負担となる。

Q32 居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。

A32

可能。

ただし、利用者もヘルパーも業務内容があいまいになることも考えられるため、サービスの切り分けをケア計画等で明確にすること。

Q33 業務の途中でヘルパーの交代ができるか。(事業者間・事業者内ヘルパー)

A33

同じ事業者のヘルパーによる途中交代については、長時間の業務となることもあるため、可能。その旨実績記録票に記載をすること。ただし、同じヘルパーが、複数の事業者に登録している場合に、片方の事業者との契約時間数が不足するという理由から、事業者間の途中交代をすることは、事故等の場合の責任が不明確となるため、不可。

Q34 1日に複数回の訪問の場合、その間隔が2時間未満の場合に居宅介護同様1回の連続したサービスとして請求することが必要か。

A34

必要。間隔が2時間未満の場合個別支援加算の算定を1回とすること。

Q35 突発的利用ができるか。

A35

事業者が受けられる場合は可。ただし、支給量を超える場合は請求できない。

Q36 診察や学校懇談会等、プライバシーに関わる場面への立ち会いができるか。

A36

利用者が希望し、同席することに相手方の同意を得ることができた場合はできるが、プライバシーに関わることについては十分に注意すること。

Q37 移動支援の算定可能となる時間の単位は？

A37

30分を基本単位とし、提供時間が20分を超えた場合請求可能とする。

Q38 個別支援加算について、午前中に「グループ支援型」による移動支援を行い、同じ日の午後に、同一利用者に対して「個別支援型」による移動支援を行った場合はどうなるか？

A38

利用の目的が異なる場合、午後に提供を行った個別支援型による移動支援については算定可。この際、実績記録票は個別支援とグループ支援を分け、内容の記載をすること。

Q39 グループ支援について、安全性に問題はないか？

A39

グループ支援の安全性を確保するために、利用者全員に個別支援でのサービスの提供を行っている・行った経験のあるヘルパーにより実施すること。

Q40 グループ支援で、順番に迎えに行く場合は、全員集合するまでの間について個別支援加算の請求をしてよいのか。

A40

同一の目的での利用で、迎えの順番によって時間が異なるのみで個別支援の請求はできない。開始や終了時間については、事業所と利用者で調整をすること。

Q41 「グループ支援型」利用の前後に「個別支援型」の利用ができるか？

A41

利用できるが、グループ支援と個別支援の切り分けを明確にする必要がある。

Q42 入院中の利用は可能か。

A42

原則、サービスは使えない（入院中の外出の際の利用は不可）。ただし、退院準備等のために一時帰宅する際、ガイドヘルパーを利用することは差し支えない。入退院時の付き添いは可能。

Q43 施設入所者の利用は可能か？

A43

障害者支援施設に入所している施設入所者については、施設で設定をしている外出のための利用は認められない。入所者が個人的に外出する際（移動支援の要件を満たすことが前提）等は利用可能であるが、必ず市障がい福祉課に相談すること。

Q44 施設入所者が実家に帰る時に利用できるか？

A44

一時帰宅時の施設⇔居宅間を移動する際の介助支援又は一時帰宅中における居宅からの外出については、市内・市外施設ともに利用可能。

Q45 施設入所者が通院の際に利用できるか？

A45

できない。

Q46 共同生活援助提供事業所が、運営するグループホームの入所者に対し、生活必需品の買い物等で移動支援を提供してよいか。

A46

できない。生活必需品の買い物に対する支援については、共同生活援助支援のうち「その他の日常生活上の援助」に当てはまるとの見解を示す。

なお、Q43で述べているとおり入所者が個人的に外出する際等については利用可能だが、必ず市障がい福祉課に相談すること。

Q47 20分以上の支援時間を行った場合は90単位を算定できるとあるが支援時間30分以上かつ算定時間の余りが20分以上の場合は90単位を算定できるか。

A47

算定できない。当該内容については、初回30分に満たない場合を想定しているものであり、支援時間30分以降は30分経過ごとに90単位が算定されるものである。



厚木市障がい福祉課障がい給付係
厚木市中町 3-17-17
電話：046-225-2225
FAX：046-224-0229